

## 研修会で取得可能な細胞診専門医資格更新単位認定の申請に関する施行細則

### (単位の認定)

第1条 研修会において細胞診専門医資格更新単位を取得するには、原則として事前申請が必要である。ただし、以下の学術集会は申請不要で2単位が自動付与される。

- ・本法人が認定する「連合地域連携組織」の学術集会 2単位
- ・本法人が認定する「都道府県地域連携組織」の学術集会 2単位

上記以外の研修会（主催問わず：1単位）は、単位申請が必要である。

### (申請方法)

第2条 原則として開催日の1カ月前までに単位申請を行わなければならない。

事前に単位申請書と研修会プログラムを事務局へ提出する。

単位申請書には申請者情報、研修会名、日時、目的、主催者の明記を必須とし、プログラムには演題名、演者名、時間配分など詳細な内容を明記すること。

なお、いかなる理由でも開催終了後の事後申請は認められない。

### (単位の付与)

第3条 複数日に渡って開催される場合でも研修会1回分の単位とする。

### (単位認定の承認)

第4条 細胞診専門医委員会委員長の承認をもって単位認定とする。

### (開催後の報告)

第5条 開催後は以下の参加者報告書フォームを事務局へ提出しなければならない。

参加者報告書フォームは事前に事務局から申請者に送付される。参加者を記録し、開催終了後には参加者名簿として事務局に提出する。

オンライン参加者の記録には参加者報告書フォームは使用しなくてもよいが、会員番号、氏名などの情報を揃えたリストの提出は必須とする。

また、申請時に提出したプログラムから変更があった場合は、参加者報告書提出の際に変更後のプログラムを添えること。

### (単位認定の取り消し)

第6条 終了から2カ月後までに参加者報告書フォームまたは参加者リストの提出がない場合は単位認定を取り消す。

### (参加証明書)

第7条 運営は参加者に対して開催日、研修会名、単位数が入った参加証明書（紙媒体・電子媒体いず

れも可)を配布すること。

(施行細則の変更)

第8条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

### 附 則

1. この施行細則は、2025年(令和7年)4月29日から施行する。